



返戻金制度について

当初の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合により退社、もしくは本人の責めに帰すべき解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料のうち以下に定める金額を求人者へ返還いたします。

入社後、1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合。	80%
入社後、1ヶ月超3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合。	50%

※ ただし、既に派遣先(求人者)として就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合は、当該返戻金制度は適用いたしません。
また、有料職業紹介契約書等にて別途定めがある場合は、その定めに従う場合があります。